

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助基準額	補助対象経費	補助率
1 地域貢献活動推進事業	1 施設当たり48万円と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額	報償費、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料 その他知事が特に必要と認める経費	次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれに定める率 (1) 府の区域（市の区域を除く。）内にある施設の事業 4分の3以内 (2) (1)に掲げる事業以外の事業 2分の1以内
2 災害対応力向上事業	1 施設当たり30万円（地域貢献活動推進事業とを併せて行う場合にあつては、44万円）と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費 その他知事が特に必要と認める経費	2分の1以内
3 小規模法人等活動サポート事業	1 施設当たり20万円（地域貢献活動推進事業又は災害対応力向上事業と併せて行う場合にあつては、40万円）と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額	報償費、旅費、需用費、委託費、使用料及び賃借料 その他知事が特に必要と認める経費	次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれに定める率 (1) 府の区域（市の区域を除く。）内にある施設の事業 4分の3以内 (2) (1)に掲げる事業以外の事業 2分の1以内
4 法人間連携プラットフォームの設置運営事業	国実施要綱4の(2)に定める国庫補助基準額と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額	生活困窮者就労準備支援事業費 補助金交付要綱（平成30年10月17日付け社援発1017第4号厚生労働事務次官通知）別表の4の項第4欄に定める経費	10分の10以内